

令和7年度 西伊豆町教育委員会第4回定例会議事録

- 1 開催日 令和7年8月18日(月) 午後1時30分～
- 2 場所 西伊豆町中央公民館1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員(職務代理)、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 朝倉通彰、山本 諭]
- 4 欠席者 眞野有吏委員
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和7年度第4回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和7年7月16日開催の第3回定例会の議事録については、私と高橋委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

教育長：ありがとうございます。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(長島委員：了解)

教育長：ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。第4号議案の「西伊豆町指定文化財修理等整備事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、第4号議案をご覧ください。

提案理由ですが、静岡県文化財保護条例及び西伊豆町文化財保護条例の規定により指定された町の区域に存する文化財の保存と活用を図るため、当該指定文化財の修理、修繕等の事業を行う所有者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、必要な事項を規定するために制定したいものでございます。詳細については、担当の山本主幹の方から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

山本主幹：はい。では私の方から説明させていただきます。西伊豆町文化財に関してはですね、もともと西伊豆町文化財保護条例というものが合併当時から規定され、この中の第10条ではですね、指定有形文化財の所有者に対し補助金を交付することができるというものがありまして、また、第17条ではですね、指定無形文化財の当事者又は保持団体に対し補助金を交付することができるという規定があるんですけども、補助金の交付条件や交付率などの詳細な規定というものがなかったものですから今回要綱を制定したいものです。今回の要綱制定に当たってはですね、実は今年のゴールデンウィーク直前にですね、これ令和5年に文化財指定

しました五百羅漢像ですけど、ここの一部が落ちてしまいました。欠けて畳の上
に落ちたので、幸いクッションになってバラバラにはならなかったということな
んですけども、実はこういった事例があって和尚さんからは、町の指定を受けた
のに何か補助とかないのっていうことを言われたわけですね。ちょっと私の方で
調べたところですね。先ほど言った文化財保護条例にはそういったちょっと文言
があるんですけども、細かな規定がない中でこれまでこういった事例があるのか
なというふうになんかちょっと調べてみたんですけども、有形文化財で大規模な修繕
みたいなのがなかったようなんですね。ですので、過去にどういったやり方をして
いるのかって言うのが全くちょっとわからなかったもんですから。今回この他に
もですね、県の指定文化財になっている中区の人形三番叟の人形の衣装がボロボ
ロになっちゃって、あとは太鼓が破れちゃってるという意見と、それから永明寺
という宇久須地区にあるお寺のイチョウの木が、これも県の指定文化財になっ
てるんですけども、県の指定を受けている文化財の二つについては県の方から半
額補助金が出るっていう制度があるものですから、それについては申請をして、
一応今年度中に実施すれば半額補助をいただくっていうことになったんですけ
どもね。こういった案件がちょっと重なったもんですから。この文化財の修理と
か修繕などをするものについては、せっかく町の指定を受けてるのに補助もない
ので申し訳ないということもあったので、要綱を作らせていただきました。事前
に町長協議をしながらですね、他の市町の事例を見ると修理とか修繕だけではな
くって、日頃の管理とか保存とか何かそういったものも対象にして補助金を出し
ている自治体もあるんですけどもね。今回については、修繕が必要になるとか、
そういったものについて、補助金を出したいというところです。4ページに別表
というのがあるんですけども、有形文化財であれば対象は主に復旧とか修理とか
修繕。先ほど言った人形三番叟なんかでいうと無形民俗文化財と言いますけど、
衣装だとか道具の修理修繕。史跡というのはいちよっとかかなり大きいものになる
ので、またほとんどを町が所有してるので、対象はほとんどないと思うんですけ
ども、その他に天然記念物の中でもですね、植物のようなものを、先ほど言ったイ
チョウの木もそうですけど、それ以外ですと、これもやはり令和5年に文化財に
指定した浮島の岩脈群ですかね。そういったものになると今度はやっぱり町が管
理しているものなので、そういったものは対象にならないんですけども植物を対
象として、今後もやはり文化財として、延命化というんですかね、そういったも
のをするものについては、生育状態の改善というような書き方ですね、今回の
補助対象としています。それから補助率につきましては、国とか県の指定を受け
ているものについて、2分の1補助金が出るようになっています。他の市町を見
てもですね、それにさらに上乗せするような形で、町の補助金を2分の1出すと
いうようなところが多くありますので、我々もそれにならって国とか県からいた
だいた補助金を差し引いて、所有者とかそういった方が負担すべき金額、さらに
その2分の1は町で補助しますよと。町の指定文化財であると、国とか県からは
もらえないものですから、かかった費用の半分は町が出しますよと。半分は個人
で負担してくださいねっていうようなそんな作り方といいますかね、補助率の規

定の方はこういう形で作らせていただきました。補助金の上限額50万というのはですね、やはりこれも静岡県内の他の自治体を見ながらですね、決めさせていただいたものになります。交付要綱の中身全ての読み上げはしませんけども、一応交付申請というのが上がってきてですね、それに対して町が交付決定というのを出します。ここで概算払いというのを設定させていただきまして、修繕ってやっぱりお金がかかるものですので、補助金っていうのは終わった後にもらうものかと思うんですけども、概算払いというものを使うと、実際にその修繕にかかる前に申請をさせていただいて交付決定を受けた段階で一部お金をいただけるような、そんな形をちょっととらせていただきます。概算払いっていうのを請求できるというところを付けてですね、最終的には事業が終わったときに実績報告を出していただいて、実績報告書の中身が特に問題なければ、それに対して今度は町の方が交付確定というものを出しまして、最後精算の請求書を申請者から出していただく。そんな流れになっています。今回の文化財修理等整備事業補助金交付要綱については以上となります。

朝 倉：付け足すとですね、年度において1回を限度としています。

教 育 長：第4号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

長島委員：この上限50万っていうのは確かにすごい額ですけども、「場合によっては」っていうことがあるかなあと。ちょっと直しきれないよってなったときには、少しこう何か特別にまた方法をお考えいただければなと思うんですけども。きりが無いといえなきりが無いんですけど。というのはちょっと、本当にいろんな今資材が高騰とともにいろんなものがあったりして、結構お金がかかるんじゃないかなと思ひまして、ちょっとこの上限というものについてちょっと考えてもらえればというような意見です。

朝 倉：確かに他の市町を見ると、上限額を決めてない市町もあります。ただ、それが何千万円というものがもし来た場合にですね。本当にそれを修復するのかっていう議論にもなりかねないので、とりあえず1度50万円という限度額を設定させていただいた中で、いやなかなか上限50万円じゃ厳しいよという状況が出てくるようであれば、そこはその時に改正をするとかっていうふうなことは今後実施を検討するということにはなろうかと思ひますけど、とりあえず50万円という上限のもとでやってみようということですよ。

長 島：限界だから落ちてきてるわけですので。

山 本：当然また地震が起きればですね、バラバラになってしまうと。その時にはもう復旧しないよということを住職はおっしゃってました。

教 育 長：それでは、第4号議案の「西伊豆町指定文化財修理等整備事業補助金交付要綱の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。
(委員：挙手全員)

教 育 長：ありがとうございます。それでは次に第5号議案ですが、議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員：挙手全員)

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第5号議案は、秘密会といたします。

教 育 長：それでは、第5号議案の「令和7年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

朝 倉：それでは、第5号議案をご覧ください。
こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。
それでは、別紙資料によりご説明いたします。

朝 倉：資料の説明～（秘密会により説明内容及び質疑省略）

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第5号議案の「令和7年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。
提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。第5号議案については、可決されました。
これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。
以上をもって令和7年度第4回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。